

サイプレス・ホールディングス株式会社

定 款

サイプレス・ホールディングス株式会社
定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (商 号)

当社は、サイプレス・ホールディングス株式会社と称し、英文では、Cypress Holdings Co., Ltd.と表示する。

第 2 条 (目 的)

- 1 当社は、次の事業を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - 1) 飲食店の経営
 - 2) 食料品、清涼飲料、酒類、日用雑貨、衣料品の輸入及び販売
 - 3) 食料品の加工、製造及び販売
 - 4) フランチャイズチェーンシステムによる飲食店の加盟店募集及び経営指導
 - 5) 輸出入手続の事務代行業
 - 6) 不動産の賃貸借、売買、管理並びにそれらの仲介
 - 7) スーパーマーケット及びコンビニエンスストアの経営
 - 8) 建築工事及び内装工事の設計、施工及び請負
 - 9) 損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
 - 10) 生命保険の募集に関する業務
 - 11) 居宅介護支援事業
 - 12) 介護保険法に定める福祉用具貸与事業
 - 13) 福祉介護用具の販売
 - 14) 在宅配食サービス事業
 - 15) 労働者派遣事業
 - 16) 寿司の宅配事業
 - 17) 経営コンサルティング
 - 18) 給食サービス事業
 - 19) 給食受託業務
 - 20) 料理教室、カルチャー教室、外国語教室の経営及び管理
 - 21) 前各号に附帯する一切の事業

- 2 当社は、前項各号の事業及び前項各号に附帯関連する一切の事業を行うことができる。

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1) 取締役会
- 2) 監査役
- 3) 監査役会
- 4) 会計監査人

第5条 (公告方法)

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は 50,978,400 株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100 株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第 10 条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

第 11 条 (株式取扱規程)

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

第 12 条 (株主総会の招集)

当社の定時株主総会は、毎事業年度末日から 3 か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

第 13 条 (定時株主総会の基準日)

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

第 14 条 (株主総会の招集権者及び議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第 15 条 (株主総会の決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 16 条 (議決権の代理行使)

株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出し

なければならない。

第 17 条 (株主総会の議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第 18 条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条 (取締役の員数)

当会社の取締役は、11 名以内とする。

第 20 条 (取締役の選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条 (取締役の任期)

取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第 22 条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会はその決議によって取締役社長 1 名を選定し、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第 23 条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に

従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第 24 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

第 25 条（取締役会の決議の方法）

取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

当社は、会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、取締役（会社法第 2 条第 15 号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の取締役の責任について、

当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 31 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5 名以内とする。

第 32 条（監査役の選任方法）

監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第 33 条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第 34 条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 35 条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

第 36 条（監査役会の決議の方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

第 37 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 38 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 39 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 40 条（監査役の責任免除）

当社は、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の監査役の責任について、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第 6 章 会計監査人

第 41 条（会計監査人の選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第 42 条（会計監査人の任期）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

第 43 条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

第 44 条（剰余金の配当等の決定機関）

当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めるこ

とができる。

第 45 条 (剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。
- 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 46 条 (配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

- 2 前項の配当金には利息を付けない。

2018 年 11 月 29 日 認証

2019 年 7 月 26 日 一部変更

2024 年 6 月 1 日 一部変更

2024 年 11 月 14 日 一部変更